

現場代理人、主任技術者及び監理技術者に係る継続雇用確認要領

(目的)

第1条 この要領は、本市発注の建設工事について、適正な施工体制の確保及び健全な建設業の育成を図ることを目的として、建設工事毎に配置される現場代理人及び主任技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）の継続雇用を確認するため、必要な事項を定める。

(対象建設工事)

第2条 継続雇用の確認の対象は、旭川市が競争入札により発注する建設工事とする。

(継続雇用の形態)

第3条 継続雇用とは、契約日において、現場代理人及び主任技術者等が当該請負業者に直接的かつ恒常的に雇用されていることをいう。

(継続雇用の期間)

第4条 前条でいう恒常的とは、現場代理人及び主任技術者等が、当該請負業者に、契約日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

2 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により主任技術者等の専任配置が必要とされる建設工事で、市長が認めるものについては、前項の規定に関わらず、現場代理人及び主任技術者等の恒常的な雇用期間を6か月以上求めることができる。

(継続雇用の確認方法)

第5条 現場代理人及び主任技術者等の継続雇用の確認のため、当該請負業者は、現場代理人及び主任技術者等に係る次の各号のいずれかの書類（第6号以外は写し）を提出しなければならない。なお、第1号から第5号までについては、当該請負業者に契約締結日以前3か月以上継続して雇用されていることが確認できるものであること。

- (1) 監理技術者資格者証
- (2) 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書
- (3) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
- (4) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- (5) 所属会社の雇用証明書
- (6) 上記で確認することができない正当な理由がある場合は、その理由を記載した申立書

(確認時期)

第6条 当該請負業者は、契約締結後速やかに工事監督員に前条各号のいずれかの書類を提出し、継続雇用の確認を受けなければならない。

(継続雇用に疑義が生じた場合)

第7条 書類の不備又は提出遅滞等により継続雇用に疑義が生じた場合、旭川市は、当該請負業者並びに当該現場代理人及び主任技術者等に対し、雇用契約書等の関係書類の請求及び事実関係の聴き取り調査等を行う。

(継続雇用が確認できない場合)

第8条 継続雇用の確認ができなかった場合（第11条に該当する場合を除く。）、又は虚偽の申立を行った場合、旭川市は、契約締結の前後及び建設工事の進捗状況等を総合的に勘案した上、契約約款、旭川市建設工事等競争入札心得及び旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領等に基づき、違約金徴収、契約解除、指名停止等必要な措置を講ずる。

(入札参加者への周知)

第9条 この要領を適用するときは、一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知にて、また、建設工事毎の特記仕様書又は現場説明書にて、周知するものとする。

(例外)

第10条 合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合には、変更前の建設業者と3か月又は6か月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも継続雇用関係があるものとみなす。

(雇用期間確認の免除)

第11条 旭川市建設工事等入札参加資格者のうち、11市内で登録されている建設業者等に雇用されていた者で、倒産を事由に退職した者を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用の日から3か月又は6か月を経過する以前に当該退職者を現場代理人及び主任技術者等（専任で配置しなければならない技術者を除く。）に配置する場合であって、別紙様式1「雇用期間確認免除申立書」の提出がなされたときは、第5条に規定する継続雇用の確認のうち継続雇用の期間（3か月又は6か月以上）の確認を免除するものとする。

(委託業務について)

第12条 競争入札により発注する測量（予定価格が50万円を超えるのもの）並びに建設工事に係る設計・調査等の委託業務について、業務毎に配置される管理技術者の継続

雇用を、建設工事と同様に確認する。この場合、第3条、第4条第1項、第5条第2号ないし第6号、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条を準用することとし、それぞれの条項中、「建設工事」を「業務」に、「現場代理人及び主任技術者等」を「管理技術者」に、「請負業者」を「受託業者」に、「工事監督員」を「担当職員」に読み替える。

附 則

この要領は、平成19年9月28日以後に公告する一般競争入札及び参加者を指名する指名競争入札から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月22日以後に公告する一般競争入札及び参加者を指名する指名競争入札から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年6月1日から適用するものとする。
- 2 新型コロナウイルス感染症が収束したと判断されるまでの間、新型コロナウイルス感染症に関わる臨時休業に伴う育児のため、要件を満たす技術者がいない場合、又は新型コロナウイルス感染症に関わる経営悪化等による退職を経て雇用された技術者が要件を満たさずやむを得ない事情があると認められる場合は、第11条（雇用期間確認の免除）における「倒産を理由に退職した者」を、「倒産を理由に退職した者、新型コロナウイルス感染症に伴う学校等の臨時休業のため前任の技術者が育児を行う必要によって交代した者、又は新型コロナウイルス感染症に関わる経営悪化等を理由とした退職を経て新たな建設業者に雇用された者」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和2年10月1日以後に契約を締結する工事から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年12月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の規定は、施行日以降に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

継続雇用の申立書

令和 年 月 日

(宛先) 旭 川 市 長

申出人 住 所
氏 名

私は、令和 年 月 日現在、下記の建設業者に継続して3ヶ月以上雇用されていることに相違ありませんが、下記の理由のため、それを示す書類の提出ができないことを申し立てます。

記

1 所属建設業者 住所

名称

2 所属開始年月日 令和 年 月 日

3 雇用を示す書類を提出できない理由

(雇用を示す書類とは、監理技術者資格者証(写し)、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書(写し)、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書(写し)、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写し)及び所属会社の雇用証明書(写し)のことをいう。)

4 添付書類(3ヶ月分の賃金台帳・給与明細等)

(様式1)

雇用期間確認免除申立書

令和 年 月 日

(宛先) 旭 川 市 長

申出人 住 所
氏 名

下記のとおり、配置予定の※1 は、倒産を事由に退職した者であるため、現場代理人、主任技術者及び監理技術者に係る継続雇用確認要領第11条に規定する雇用期間確認の免除を申し立てます。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 工事(業務)名 | _____ |
| 2 配置予定者 | <u>区分※1</u>
_____ |
| | 氏名 |
| 3 倒産した建設業者名 | 住所
名称 |
| 4 倒産年月日 | 令和 年 月 日 |
| 5 退職年月日 | 令和 年 月 日 |
| 6 直接雇用確認書類 | 次に○印で示す書類(写し)を本書に添えて提出します。 <ul style="list-style-type: none">・ 監理技術者資格者証・ 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書・ 所属会社の雇用証明書・ 上記で確認することができない正当な理由がある場合は、その理由を記載した申立書 |

※1には、現場代理人、主任技術者、監理技術者、管理技術者のいずれかを記入すること。

※2 倒産年月日は、破産手続開始の決定を受けた場合はその決定年月日を、それ以外の場合は、銀行取引停止など社会通念上のいわゆる倒産状態に至った日を記入する。

※3 倒産日や退職日を確認できる資料を添付願います。(雇用保険受給資格者証など)

※4 3か月(又は6か月)以上の継続雇用期間の確認は免除となりますが、直接雇用確認書類は、直接的な雇用状態を確認するために必要となる書類です。(雇用期間が3か月又は6か月に満たなくともよい。)

※5 6直接雇用確認書類の○印は、該当する提出書類名の左にある・に記入してください。